



# 那須

9 月号  
No.733  
2020年(令和2年)



表紙シリーズ

はぐくむ  
喜び

～農業の魅力～

## 食卓をトマトの 彩りで華やかに

### 目次

タウントピックス	2
子育て・ほけんだより	16
生涯学習だより	21
図書館だより	25
タウンinformation	26
カメラスケッチ	28
みんなの広場	30
那須平成の森だより	34

# コロナ禍 インフルエンザの流行を防ぎましょう

令和2年度限定 インフルエンザ予防接種費用一部助成の対象年齢を拡充します

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行を防ぐため、多くの町民の皆さんにインフルエンザの予防接種を受けていただけるよう、今年度に限り助成対象年齢を拡充し、生後6カ月から1歳未満と、高校生から65歳未満の方にも費用の一部を助成します。この機会に予防接種を受け、医療現場の負担軽減にご協力をお願いします。65歳以上の方は早めに接種しましょう。

## ○インフルエンザとは

インフルエンザは、ウイルスに感染することによって起こります。インフルエンザにかかった人が、せきやくしゃみなどをするとウイルスが空気中に広がり、それを吸い込むことによってインフルエンザに感染します。

通常、インフルエンザの流行は初冬から春先にみられます。インフルエンザの流行が始まると普通のかぜとは異なり、短時間に膨大な人を巻き込んでしまいます。また、65歳以上の高齢者や慢性疾患患者は、死亡率が高くなる傾向にあります。

## ○インフルエンザワクチンの効果は？

ワクチン接種をすることで、発症そのものを完全に防ぐことはできませんが、罹患しても症状の重症化を抑えることができ、合併症を併発することによる死亡リスク

が抑えられます。

## 〈予防接種費用助成制度〉

▼対象 町に住民登録がある、生後6カ月以上の方

## ▼助成金額

○生後6カ月～小学生(2回接種) 1回につき上限 2,200円

○中学生～65歳未満 1回のみ上限 2,200円

○65歳以上 1回のみ上限 4,400円

## ▼接種費用

○生後6カ月～65歳未満

那須町、大田原市、那須塩原市の契約医療機関で接種した場合は、接種費用から助成金額を差し引いた金額を窓口でお支払いください。

## ○65歳以上

那須町、大田原市、那須塩原市の契約医療機関または栃木県内相互乗り入れ事業に加入する医療機関で接種した場合は無料。  
※契約医療機関以外や県外の医療機関で接種した方は、後日、助成申請書の提出が必要です。

## ▼接種期間

10月1日～令和3年2月28日

## ▼問合せ 保健センター

☎ 5858



## LINE公式アカウント 「栃木県・新型コロナ対策 パーソナルサポート」

県内の新型コロナウイルス感染症に関連する最新情報をお届けします。

▼利用方法 「栃木県・新型コロナ対策パーソナルサポート」を友だち登録してください。  
※友だち登録するためには、コードをスマートフォン等で読み取ってください。



## 厚生労働省 「新型コロナウィルス 接触確認アプリ(COCCOA)」

COCCOA(ココア)は、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受け取ることができるスマートフォンアプリです。自分を守り、大切な人を守り、地域と社会を守るために、接触確認アプリをインストールしましょう。

▼インストール方法 「厚生省接触確認アプリ」で検索して、インストールしてください。

## 新型コロナウイルス感染症に係る中小事業者等に対する固定資産税の軽減のお知らせ

新型コロナウイルス感染症と、そのまん延防止のための措置の影響等により、厳しい経営環境にある中小企業者等に対して、令和3年度課税分の固定資産税を軽減します。

## ▼対象者 町内に資産を有する中小事業者等

▼軽減の要件・内容 令和2年2月から10月までの任意の連続する3カ月間の事業収入が、前年の同期間と比較して30%以上50%未満減少している場合は、

2分の1軽減、50%以上減少している場合は全額軽減  
▼対象資産 償却資産と事業用家屋  
▼注意事項 事前に認定経営革新等支援機関等に確認依頼をする必要があります。

## ▼申告期間

令和3年1月～2月1日

※詳しい申告方法等は、町ホームページをご確認ください。

## ▼問合せ 税務課資産税係

☎ 6905

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

SDGsのマーク見たことありますか？



## SDGs(エスディージーズ)とは！



持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) の略称で、2015年9月の国連総会で採択された2016年から2030年までの世界共通の目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本も積極的に取り組んでいます。皆さんも、身近なところから始めてみませんか。

### 〈17のゴール(目標)〉

- ① あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- ② 飢餓を終わらせ、食料安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- ③ あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- ④ すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、

生涯学習の機会を促進する  
⑤ ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う

⑥ すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

⑦ すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する  
⑧ 包摂的かつ持続可能な経済成長およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(「ディーセント・ワーク」)を促進する

⑨ 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進およびイノベーションの推進を図る

⑩ 各国内および各国間の不平等を是正する  
⑪ 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市および人間居住を実現する

⑫ 持続可能な生産消費形態を確保する  
⑬ 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

⑭ 持続可能な開発のために海洋・

海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

⑮ 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復および生物多様性の損失を阻止する

⑯ 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

### 〈町の対応〉

⑰ 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

町では、第7次那須町振興計画の基本構想に定めている町の将来像「みどり輝き活気と笑顔あふれるまち ふるさと那須」を実現するため、持続可能なまちづくりの理念として「SDGs」の考え方を念頭に、後期基本計画の策定作業を進めています。

▼問合せ 企画財政課総合政策係  
☎(72)6906

# 広域クリーンセンター大田原ごみ焼却施設 大規模改良工事のお知らせ

各家庭から出される可燃ごみは「クリーンステーション那須」に集められた後、「広域クリーンセンター大田原」(大田原市若草)に運ばれ、焼却処理されています。平成15年に施設が稼働しましたが、設備の老朽化が進んでいます。今後も安全・安心に施設を運営するために大規模改良工事を実施しています。

## ▼工事期間

令和元年7月～令和4年3月

## ▼主な工事内容

・焼却炉(2炉)とボイラーの整備、ごみクレーンの整備、計量システムの更新、ボイラー熱を利用した発電設備の設置等

## ◀ごみ処理の状況▶

令和2年と令和3年の6～10月は、片方の焼却炉だけで焼却処理を行い、また、11月は焼却炉を2炉とも停止して工事を実施します。工事期間中は、従来どおりに焼却処理ができないため、一部のごみの焼却処理を他の自治体や民間施設に依頼します。

## ◀ごみ減量化のお願い▶

今まででも協力いただいておりますが、大規模改良工事に伴い、より一層ごみの減量をお願いします。

## ○ごみは分別・資源化を

可燃ごみの中には、紙が大量に含まれています。紙は分別すれば資源になります。(下図参照)

## ○粗大ごみの受入を制限 します

広域クリーンセンター大田原では令和2年10月1日から12月19日まで、粗大ごみの受入を制限します。粗大ごみは捨てずに、自宅での保管にご協力をお願いします。※その他のごみの受入は従来どおり行います。

## ▼問合せ

那須地区広域行政事務組合広域クリーンセンター大田原  
☎0287-20-2270

※ホームページ (<https://www.na-sukouki.or.jp/cleancenter/improvement-work.html>) もご参照ください。



## 紙とは



### 紙の分別早見表

品目	分類	品目	分類
ア 庄着はがき	可燃ごみ	タ タバコの箱	紙
カ カーボン紙	可燃ごみ	ティッシュの箱	紙
葉子箱	紙	ティッシュペーパー	可燃ごみ
カタログ	紙	トイレットペーパーラップの芯	紙
紙コップ・紙皿	可燃ごみ	はがき	紙
カレンダー	紙	パンフレット	紙
感熱紙	可燃ごみ	封筒	紙
シール	可燃ごみ	複写式の伝票	可燃ごみ
写真	可燃ごみ	包装紙	紙
石鹸・洗剤の箱	可燃ごみ	レシート	可燃ごみ
線香の箱	可燃ごみ	和紙	可燃ごみ

## 可燃ごみの半分は紙・布類



## 紙の出し方

大きさを揃えて、ひもで十字に縛る。

細かいものは紙袋に入れる。または、雑誌類に挟む。



## クリーンステーション那須の粗大ごみの 受入と戸別収集の受付を制限します

お願いいたします。

### ▼問合せ

○町環境課環境衛生係

☎72-6916

○クリーンステーション那須

☎74-0420

## 二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す 「ゼロカーボンシティ宣言」をしました

7月28日、町は、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素の排出量を2050年までに実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。

気候変動問題は、世界規模での対応が求められており、地球上に生きる全ての生き物にとって避けることのできない喫緊の課題です。わが国でも、近年は全国各地で集中豪雨等による自然災害が頻繁に発生し、激甚化が顕著になってきています。

こうした状況を踏まえ、2015年に合意されたパリ協定では「産業革命期からの平均気温の上昇を2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力すること」との目標が国際的に広く共有されました。また、2018年に公表されたIPCC（国連の気候変動に関する政府間

パネル）の特別報告書では、この目標を達成するためには「2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。

町では、宣言内容の実現に向け、次の取り組み等を推進していきます。

① 廃棄物の減量化と資源化を促進し、循環型社会の構築と地球環境の保全を図ります。

② 日常生活や事業活動における温室効果ガス排出削減に向けた取り組みについて普及啓発を図ります。

③ 森林などの適正な管理や豊かな自然環境を守ることにより二酸化炭素を抑制し、良好な自然環境を実現します。

▼問合せ 環境課環境保全係

☎ 6916

## 地球環境を守るために 私たちにできること

地球環境を守り、将来の世代につないでいくためには、町民の皆さんや事業者の方それぞれが環境に配慮した生活や事業活動に取り組んでいくことが必要です。

環境への負荷を減らした行動の例は次のとおりですので、これらを参考に自主的な取り組みを行っていきましょう。

- ・地域の清掃活動などに参加しましょう。
- ・ごみのポイ捨てや不法投棄はやめましょう。

- ・ルールに従い外来種を適切に駆除しましょう。
- ・環境にやさしい洗剤の使用を心がけるとともに、適切な量を使用しましょう。
- ・近い場所へは自転車や徒歩で移動しましょう。
- ・買い物にはマイバッグを持参しましょう。
- ・使っていない照明は、こまめに消しましょう。

## まちづくり懇談会 意見をお寄せください

町民の皆さんの声を町政運営に反映させるため、まちづくり懇談会を開催します。

本年度は、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、会場での意見交換は行わず、町ホームページと意見用紙で意見を募集します。いただいた意見は、広報那須と町ホームページで公表します。どなたでも提出できますので、気軽に意見をお寄せください。

▼意見テーマ

- ・福祉、経済、教育、地域生活など
- ・新型コロナウイルス感染症に関すること、第7次振興計画後期基本計画の策定に関すること等

町が直面する課題やその対応策

▼募集期間

9月15日(火)～10月5日(月)

▼意見の提出方法

① 町ホームページの「令和2年度まちづくり懇談会」ご提案フォームから送信

※9月15日から入力・送信ができます。

② 専用の意見用紙に記入し、持参、ファクシミリまたは郵送で提出

※意見用紙は、役場本庁1階町民ホールと各支所に配置します。町ホームページからもダウンロードできます。

※電話による意見の受付はしません。

※提出された意見用紙、資料等は返却しません。

▼意見の公表等 提出された意見は、内容を整理して広報紙と町ホームページで公表します。

※個々の意見に対して直接の回答はしません。

※個人情報情報は目的以外には使用せず、公表もしません。

▼提出問合せ 総務課広報広聴係

☎ 6901

Fax 1133

☎ 3292

〒329-3292

寺子丙3-13

# 国勢調査

# 2020



- 国勢調査は、統計法に基づき2020年（令和2年）10月1日現在、日本に住んでいるすべての人・世帯（外国人の方含む）に回答の義務がある大切な調査です。
- 9月中旬から、調査員が皆さまのお宅を訪問し、調査書類を郵便受けに入れるなどしてお配りします。  
※10月1日までに、調査書類が届いていない場合はご連絡ください。
- 回答は、インターネットまたは郵送でお願いいたします。  
※この場合、調査員が調査票回収のために訪問することはありません。
- 国勢調査の結果は、災害時に必要な物資を備えたり、民間企業の出店計画等に利用されたりするなど、わたしたちの生活の身近なところに役立てられています。
- 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、調査書類の配布や調査票の受け取りを、できる限り、皆さまと調査員が対面しない非接触の方法で行うようにしています。皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

インターネット回答期間

9/14<sub>月</sub> → 10/7<sub>水</sub>

調査票（紙）での回答期間

10/1<sub>木</sub> → 10/7<sub>水</sub>

## 【豆知識】

国勢調査は、大正9年の第1回調査以来5年ごとに行われており、今回は21回目の実施100年の節目の年です。

国勢調査については、「国勢調査2020総合サイト」をご覧ください。

<https://www.kokusei2020.go.jp/>



■問合せ 町企画財政課総合政策係 ☎72-6906

# オトクなマイナポイントを手に入れよう！

## マイナポイントとは？

マイナンバーカードを活用した消費活性化策として、キャッシュレス決済サービスでのチャージやお買い物をすると、国（総務省）から付与されるポイントです。

## どのくらい付与されるの？

1人につき還元率は25%で、20,000円分のチャージやお買い物に対して上限5,000円分のマイナポイントがもらえます。

## 自宅でマイナポイントの予約・申込みができます！ （スマホで簡単3つのステップ）

**ステップ1** マイナンバーカードを取得

**ステップ2** マイナポイントを予約  
（予約者数が予算の上限に達した場合は予約を締め切る場合があります）

### 手順1（予約）

マイナポイントアプリをダウンロード

### 手順2（予約）

アプリの案内に沿ってマイナンバーカードを読み取り

### 手順3（予約）

マイナンバーカードで設定した4桁の暗証番号を入力



App StoreもしくはGoogle Playで「マイナポイント」を検索！

**ステップ3** マイナポイントの申込・付与

### 手順1（申込）

マイナポイントアプリを起動し「マイナポイントの申込み」をタップ。好きなキャッシュレス決済サービスを選んでください。

### 手順2（付与）

選択したキャッシュレス決済サービスでチャージorお買い物

### 付与期間（R2年9月～R3年3月）

選択したキャッシュレス決済サービスのポイントとしてマイナポイントが付与されます。

詳細は、総務省ホームページをご覧ください。  
<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>

マイナポイント



詳しくはこちら



## 手続きがよく分からない、不安があるという方

那須町役場でマイナポイントの予約・申込みの支援窓口を開設しています。

### ■支援をご利用になる場合のお願い

- ・マイナポイントを申込み決済サービスを予め決めたいうへでご来庁ください。
- ・決済サービスを利用するために必要な手続き（例：決済サービスアプリのダウンロード、アカウントの設定等）を事前に行ったうへでご来庁ください。

### 〈マイナポイント臨時相談窓口〉

■場 所 本庁1階町民ホール ■時 間 平日 午前8時30分～午後5時15分

■持ち物 マイナンバーカード、決済サービスのカード等

■問合せ 町企画財政課総合政策係 ☎72-6906

# 11月15日(日)は栃木県知事選挙の投票日です

## 〈投票時間変更のお知らせ〉

今回から、投票日当日の投票終了時間を2時間繰り上げ、**午後6時まで**となりますのでご注意ください。

■対象投票所 町内全投票所（19カ所） ■投票所閉鎖時刻 午後6時（従来の午後8時を2時間繰り上げ）

■問合せ 選挙管理委員会事務局 ☎72-6927 ※栃木県知事選挙の詳細は、広報10月号でお知らせします。

### 10月7日から 夜間延長窓口の開設曜日を水曜日に変更します

北那須3市町（那須町・大田原市・那須塩原市）の住民サービス向上のため、10月から延長窓口の開設曜日と時間を統一します。  
現在、毎週金曜日に開設している延長窓口を、次のとおり変更します。

#### ▼現行（10月2日まで）

- ・開設曜日 毎週金曜日
- ・開設時間 午後5時15分～7時

#### ▼変更後（10月7日から）

- ・開設曜日 毎週水曜日
  - ・開設時間 午後5時15分～7時
- ※水曜日が祝日の場合は、木曜日に延長窓口を開設します。

#### ▼開設課（本庁）

- 住民生活課、税務課、保健福祉課

#### ▼問合せ

総務課行政改革係 ☎72-6902

### 10月19日(月)～25日(日)は行政相談週間です 困ったら一人で悩まず 行政相談

医療保険や年金、道路や公共施設など、役所の手続きのことで困っていることや望んでいることはありませんか。そんな時は行政相談をご利用ください。

町では、平山英夫さん（西田）が行政相談委員として活動しています。行政上の困りごとがありましたら、気軽にご相談ください。

相談は無料、秘密厳守です。なお、新型コロナウイルス感染症予防のため、相談時間は1人（1組）あたり15分～30分程度とします。相談時は、マスクの着用をお願いします。

#### 【定例相談会】

▼日時 9月18日(金)、10月2日(金)

午前9時～正午

▼場所 ゆめプラザ・那須

#### 【特設相談会】

▼日時 10月21日(水)午前9時～正午

▼場所 芦野基幹集落センター

#### ▼相談会の問合せ

○平山英夫行政相談委員（自宅）☎72-5234

#### ○総務課広報広聴係

☎72-6901

#### ▼行政相談についての問合せ

総務省栃木行政相談センター ☎028-634-4680

### 令和元年度情報公開と 個人情報保護制度の運用状況

町では、公正で開かれた町政を推進するため、情報の公開請求について定めた「情報公開条例」に基づき情報公開を実施しています。また、町の保有する個人情報の適正な取扱いと本人からの個人情報の開示請求等について定めた「個人情報保護条例」に基づき、

プライバシー保護に努めています。これら情報公開条例と個人情報保護条例では毎年1回、制度の運用状況を公表することとなります。昨年度の運用状況は左表のとおりです。

#### ▼問合せ

総務課広報広聴係 ☎72-6901

### 情報公開条例に基づく情報公開請求

(H31.4.1～R2.3.31)

実施機関	担当課	請求件数	処 理 状 況				不 服 申 立 て
			公 開	部分公開	非公開	不存在	
町 長	総務課	2	2	—	—	—	—
	税務課	1	—	1	—	—	—
	企画財政課	3	1	2	—	—	—
	環境課	1	1	—	—	—	—
	観光商工課	4	2	1	—	1	—
	農林振興課	1	—	—	—	—	—
	上下水道課	5	5	—	—	—	—
教育委員会	学校教育課	1	1	—	—	—	—
合 計		18	12	4	—	1	—

※個人情報保護条例に基づく開示等の請求や不服申立てはありませんでした。



9月21日は敬老の日

# 町の長寿者番付

9月21日は、お年寄りを敬愛し、長寿を祝う「敬老の日」です。  
 今年度は敬老会を中止としましたが、敬老会対象者（昭和21年3月31日以前生まれの方）約4,800人へ祝品を贈呈します。  
 皆さん、いつまでもお元気で、長生きしてください。



東				西			
氏名	年齢	地区名	番付	氏名	年齢	地区名	
人見 キワ	106	喰水原	横網				
高久 いま子	105	秋山沢	大関	水村 金子	104	秋山沢	
佐藤 タニ	103	上ノ原	関脇	大森 誠治	103	北条	
飯村 茂義	103	黒田団地	〃	薄葉 チヨ	103	秋山沢	
薄井 トク	103	下町	〃	吉田 ハナ	103	相生町3	
岸 東道	103	常民夕狩	〃	渡邊 ハナイ	103	柏台	
吉成 初枝	102	養沢	〃	平山 クニ	102	茶臼	
小林 タマ	102	上ノ原	〃	小泉 なみ	102	上ノ原	
白井 アキ	101	上町	〃	沼井 チセ	101	上ノ原	
平山 ハツヨ	101	新夕狩	〃	岩崎 かる	101	東観	
田中 志江	101	音羽町1	〃				
竹花 ミワ	100	小島1	小結	佐藤 サナ	100	元湯町	
河村 重三	100	大同	〃	鈴木 ミツ	100	新黒田	
大森 貞兄	100	池田	〃	根本 嘉子	100	那須高原	
小林 ちよゑ	100	大沢	〃	大森 つさ	100	新黒田	
寄川 みさ	100	秋山沢	〃	村上 ミイ子	100	秋山沢	
高久 チヨノ	99	狸久保	前頭	鈴木 みつ	99	上ノ原	
高久 歳恵	99	東狸久保	〃	志藤 むしの	99	大谷	
西山 鶴雄	99	稲沢	〃	渡邊 テイ	99	高瀬	
平山 トヨイ	99	新夕狩	〃	廣木 コト	99	新夕狩	
大槻 みづゑ	99	喜和田	〃	大場 トヨエ	99	上ノ原	
塩澤 シゲ	99	田島	〃	井上 サキ	99	上ノ原	
中山 文子	99	喜和田	〃	大塚 ひず子	99	音羽町3	
山野井美江子	99	石住	〃				

※この名簿は9月1日現在のものです（年齢は令和3年3月31日時点）。

また、本人または家族の同意を得た方を掲載しています。

■問合せ 保健福祉課福祉係 ☎72-6917

# 令和3年度地域づくり事業提案に向けた事前協議が始まります

町では、地区社会福祉協議会単位で設置された地域づくり委員会や町民活動団体(自治会、コミュニティ、町民団体、特定非営利活動法人等)が、地域の課題解決や町の活性化を図るために取り組む地域づくり活動に対して、その事業に係る経費の一部を支援し、協働のまちづくりを推進しています。

※今回からクラウドファンディングを新設しました。

	地域づくり事業交付金	
	一 般	クラウドファンディング
対 象 団 体	那須町地域づくり委員会、自治会・コミュニティ・町民団体・特定非営利活動法人等	那須町地域づくり委員会、自治会・コミュニティ・町民団体・特定非営利活動法人等 ※以前に地域づくり事業交付金を受けた団体も申請できます。
対 象 事 業	まち・ひと・しごと創生法に基づく「第2期那須町まち・ひと・しごと創生総合戦略」における基本目標に掲げる事業で、那須町まちづくり協議会が採択した事業のうち、町長が必要と認める事業	まち・ひと・しごと創生法に基づく「第2期那須町まち・ひと・しごと創生総合戦略」における基本目標に掲げる事業
交 付 限 度 回 数	3回	制限なし(年度内1回)
交 付 額	1年目 対象経費の8/10以内 (上限交付額は80万円) 2年目 対象経費の6/10以内 (上限交付額は60万円) 3年目 対象経費の4/10以内 (上限交付額は40万円)	町が実施するふるさと納税型クラウドファンディング(以下、「CF」という)を活用して資金調達を行い、この調達額からCFに係る手数料15%を差引いた額 ※調達額が目標額に到達しない場合でも事業を実施する必要があります。
事 前 協 議 期 間	11月2日(月)～11月30日(月) ※事前協議には、事業について地域で話し合いが行われ、地域住民の意見が反映されていることが確認できる議事録が必要です。	11月2日(月)～令和3年7月30日(金) ※クラウドファンディング募集開始の概ね2カ月前までに事前協議を受けてください。
提 案 受 付 期 間	12月1日(火)～令和3年1月15日(金)	

※詳しくは、町ホームページをご覧くださいか、お問い合わせください。

■問合せ 企画財政課まちづくり係 ☎72-6935

**町ホームページ  
バナー広告募集中!**

町では地域経済の活性化に寄与することを目的に、町ホームページのトップページに民間事業所などのバナー広告を掲載しています。バナー広告は随時募集しています。ぜひご活用ください。

▼掲載場所

町ホームページトップページ

▼募集枠

6枠

▼掲載期間

月単位で掲載

▼掲載料金

1カ月につき1万円

▼バナー規格

バナーサイズ 縦60ピクセル、横120ピクセル

・形式 GIF、JPEG

(アニメーション画像は不可)

・データ容量 8KB以下

・配色 カラー表示

※広告原稿は、広告主が作成してください。

※広告掲載には町税等を滞納していないことなどの条件があります。

また、内容によっては掲載できないものもあります。詳しくは、町

ホームページをご覧くださいか、

お問い合わせください。

▼申込み・問合せ 総務課広報広

聴係 ☎72-6901

## まだ自動車税を納めていない方へ



### 差押の例

大田原県税事務所は、自動車税滞納者への滞納処分（勤務先調査・給与や預貯金の差押え等）を強化しています。まだ自動車税を納めていない方は、大至急納付してください。

諸事情によりすぐに納付できない方は、必ず連絡の上、納税相談してください。

#### ▼問合せ

大田原県税事務所収税課

☎0287・23・4171

## 那須町ふるさと納税起業家支援事業認定事業者を決定！

那須町ふるさと納税起業家支援事業補助金交付対象認定事業者を決定しました。

町では、町内での起業を促進し、地域経済の活性化や雇用の創出を図ることを目的に、町内で起業または事業拡大をしようとする方（以下「起業家」という）を対象に、クラウドファンディング型ふるさと納税の仕組みを活用した「那須町ふるさと納税起業家支援事業」により、起業家を応援しています。申請のあった提案事業を審査委員会の提言を受けて町が事業認定しましたので、事業の概要を紹介いたします。

- ▼認定事業数 1事業
- ▼認定事業者 富澤美弥(那須高原)
- ▼認定事業名 大人のキャンプ場「笑う ふくろう」
- ▼事業目的 女性限定(カップル可)、

お一人さま歓迎のキャンプ場を経営し、那須で自分を取り戻し、明日への活力となるような、静かさを楽しむ大人のキャンプ場を目指す。

#### ▼目標額 100万円

※目標額とはクラウドファンディングで資金調達する金額です。

▼お礼品 キャンプ場利用券を送付します。

※ふるさと納税の仕組みを活用しているため、町内にお住まいの方が寄付をした場合、お礼品の送付はありません。

※クラウドファンディングでの資金調達開始日は、10月5日を予定しています。町外の方にお声掛けいただき、起業家を応援しましょう。

#### ▼問合せ

企画財政課まちづくり係

☎026935

## GIGAスクールサポーターを募集します

町では、国のGIGAスクール構想に基づき、8小中学校の校内LAN整備やタブレット端末の1人1台導入を今年度内に完了させる予定です。各学校でこれらのICT教育環境整備の対応を行う「GIGAスクールサポーター」を募集します。

#### ▼業務内容

町内小中学校におけるICT環境整備の設計、工事・納品における事業者対応、タブレット端末等の使用マニュアル・ルールの作成等

#### ▼勤務日数・時間

週5日勤務、午前8時30分～午後3時(うち休憩時間は45分間)

#### ▼雇用期間

10月1日～令和3年3月31日

#### ▼賃金

時給1,300円

## 栃木県育英会奨学生を募集します

栃木県育英会では、令和3年度に進学予定の方を対象に、月額貸与奨学生と入学一時金奨学生を募集します。

#### ▼募集期間

10月1日(木)～11月13日(金)



▼応募条件 ICT関係企業に従事した経験がある方で、特にICT技術に知見を有する方(教員免許は不要です)

※文部科学省が掲げる「GIGAスクール構想の実現」の趣旨をよく理解した上で応募をご検討ください。

#### ▼応募方法

9月28日(月)までに履歴書を学校教育課に提出してください。

#### ▼問合せ

学校教育課学校教育係

☎026922



▼願書等配布先 県内各中学校、高等学校、市町教育委員会等に配布

※ホームページ (<http://www.tochi-iku.sakura.ne.jp/>) からダウンロードできます。

▼その他 成績要件と所得要件が緩和されましたので、詳しくはお問い合わせください。

#### ▼問合せ

栃木県育英会事務局

☎028・623・3459

## 防災行政無線無料電話サービスをご利用ください

屋外スピーカーの放送が聞こえない場合や聞き取りにくい場合は、電話でも確認できますのでご利用ください。

〈電話サービス〉 ☎0120-55-1123

つながりにくい時は（有料）☎0180-99-2277

### 自分の運転を見直してみよう

▼自ら進んで、夜間の運転や外出をしてみてくださいか？

夜間は、視認性が悪く危険な状態であることを自覚する必要があります。夜間の運転は、前照灯をこまめにハイビームに切り替えて走行し、外出する際は、確実に反射材を着用して自分の存在を知らせましょう。

▼体調不良を感じているのに運転をしてみてくださいか？

誰もが加齢とともに身体機能が低下し、運動動作等に衰えが出ます。無理をせず、運転を控えましょう。

### 運転免許自主返納支援事業のお知らせ

公共交通機関の利用促進と高齢者の運転による交通事故減少を目的として、運転免許証を自主返納した方に町内公共交通機関で利用できる回数券等を交付しています。

▼対象 町に住民登録のある方のうち、65歳以上の方で、運転免許証を自主返納し、返納した日から1年を経過していない方

※自主返納とは、本人が自らの意思で運転免許証を有効期限内に返納することを言います。

▼支援内容 申請者が下記の回数券の種類を選択。1万5千円以内で交付します。なお、交付は



▼自分の運転を過信していませんか？

長年の無事故無違反は通用しません。初心を忘れず、運転免許を取得して初めてハンドルを握った時の緊張感を持って運転しましょう。

▼問合せ

那須塩原警察署交通総務課  
☎0287-67-0110

1人1回限りです。

▼回数券の種類

- ・那須町民バス
- ・デマンド型乗合交通
- ・福祉タクシー

▼申請場所 総務課、各支所

▼交付方法 回数券を後日、自宅に郵送

▼申請に必要なもの

- ・栃木県公安委員会が発行する「申請による運転免許の取消通知書」の写し
- ・印かん

▼問合せ 総務課防災交通係

☎72-6902

### 防災のワンポイント

甚大な被害と共に、戦後最悪の死者が出た、御嶽山噴火から6年が経ちました。町にも活火山である那須岳があります。万一の噴火に備えておきましょう。

▼火山噴火から身を守るために

○那須町防災マップ、那須岳火山防災ハンドブック等を確認し、危険区域の確認や避難所の位置等をあらかじめ確認しておきましょう。

○避難勧告等が発令された際に、すぐに避難所に避難できるように最寄りの指定避難所を確認しておきましょう。

○噴火した場合、降灰により物流やライフラインに影響が出る可能性があります。ため、食料や水、ヘルメット、防塵マスク等の防災アイテムを備えておきましょう。

○噴火速報を見逃さないように、登録制メールや防災情報アプリなど情報ツールを備えておきましょう。

○登山中に万が一噴火に遭遇した場合には、火山灰やガスを吸い込まないように速やかに火口から避難しましょう。



### 那須町安全安心メール ヤフー！防災速報

あわせて登録  
備えて安心

#### 【那須町安全安心メール】

火災や停電情報、防災・防犯情報など、町からのお知らせをメールで配信しています。携帯電話、パソコンから「t-nasu@sg-m.jp」に空メールを送信するか、コードを読み取ってアクセスしてください。



#### 【ヤフー！防災速報】

現在地と指定した地域の地震、豪雨、警報などの防災情報をまとめて得ることができるほか、町からの防災に関する緊急情報を直接受け取ることもできます。携帯電話やパソコンなどでURLを入力するかコードを読み取ってアクセスしてください。※スマートフォン専用のアプリとメール版もあります。



■問合せ 総務課防災交通係 ☎72-6902

# 秋の交通安全県民総ぐるみ運動

## 9月21日～30日の10日間



### ■運動の重点

#### ○全国重点

- ・子どもを始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保
- ・高齢運転者等の安全運転の励行
- ・夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止

#### ○栃木県重点

- ・「子どもや高齢者に優しい3S運動（※）」の推進

※3S運動とは、SEE（見る・発見する）・SLOW（減速する）・STOP（止まる）の頭文字で、運転者や自転車利用者に対して呼びかけ、運転者自身の交通安全意識を高めていく運動です。

- ・「夜間走行中の原則ハイビーム」の徹底

#### ■主 唱 栃木県・栃木県交通安全対策協議会

### 大田原税務署からの お知らせ

○国税に関する相談・質問は電話でお問い合わせください。いただいた電話は、自動音声案内でご案内しています。相談内容に応じて、番号を選択してください。

○国税に関する質問は、国税庁ホームページの「タックスアンサー」にも掲載されていますのでご利用ください。

○税務署窓口での相談は、窓口の混雑緩和のため、原則として予約です。相談で来署する場合は、自動音声案内で「2」を選択し、事前予約をお願いします。※事前予約をせずに来署しますと、長時間お待ちいただくか、再来署をお願いする場合があります。

▼問合せ 大田原税務署  
☎0287-22-3115



## 空間放射線量測定結果

町で測定している町内30カ所の空間放射線量の測定結果をお知らせします。測定結果は、町ホームページに掲載しているほか、役場で掲示しています。

測定日：令和2年8月7日

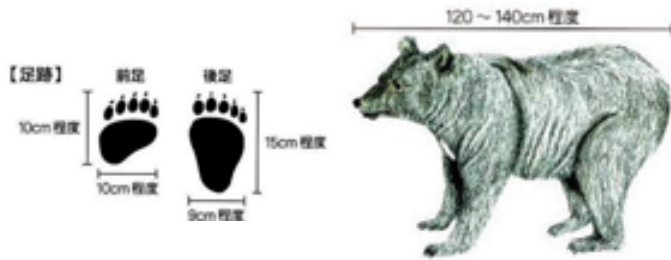
測定機器：NaIシンチレーションサーベイメータ

単位：マイクロシーベルト/時（μSv/h）

■問合せ 環境課放射能対策係 ☎72-6940

### 【町内30カ所の測定結果】（測定の高さ：地上50cm）

測定場所	測定値	測定場所	測定値	測定場所	測定値
峠の茶屋駐車場	0.06	共同利用模範牧場入口	0.12	富岡集落センター	0.12
大丸駐車場	0.07	大谷福祉館	0.14	中央運動公園	0.12
県道中塩原板室那須線深沢橋	0.09	夕狩地区集会所	0.08	あたごハイツ	0.08
那須湯本駐車場（那須高原観光案内センター前）	0.07	千振公民館	0.15	田中地区コミュニティセンター	0.14
湯本支所	0.10	逃室地区集会所	0.14	芦野支所	0.12
県道那須高原線下守子バス停	0.12	大島コミュニティセンター	0.10	追分バス停	0.10
室野井公民館	0.10	大同集落センター	0.13	養沢生活改善センター	0.13
道の駅 那須高原友愛の森	0.11	成沢地区集落センター	0.11	伊王野支所	0.11
池田地区農村センター	0.12	境の明神	0.09	道の駅 東山道伊王野	0.11
県道那須西郷線大沢交差点	0.08	寄居集落センター	0.10	稲沢公民館	0.07



## クマの出没にご注意！

クマは6月から11月中旬頃まで活動が活発になります。クマに出会わないよう、あらかじめ気をつけましょう！

### クマ出没マップ (4月1日~8月11日現在)



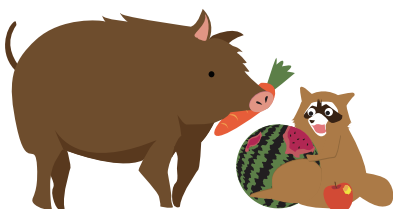
- ▼人里へ寄せ付けないために
  - ・生ゴミや不要となった農作物は放置せず、土に埋めるなど適切に処理する。
  - ・犬や猫のエサ等は建物内に入れる。
  - ・収穫予定の無い果樹は伐採するか実を全て除去する。
- ▼近い距離で出会わないために
  - ・クマの出没状況を確認し、危険な場所には近づかない。(クマの出没状況は、町ホームページに掲載しています)
  - ・1人での行動は避け、音が鳴るものを携帯し存在を知らせる。
  - ・朝や夕方は特に注意する。
- ▼クマに出会ってしまったら
  - ・静かにゆっくりと離れる。
  - ・背を向けて、走って逃げない。
  - ・グループで固まる。
  - ・子グマには絶対に近づかない。
- ▼ツキノワグマの特徴
  - ・臆病でおとなしい。
  - ・嗅覚がすごい。
  - ・木登りがうまい。
  - ・人より足が速い。
  - ・食べ物のほとんどは、植物の実や芽、葉、ハチヤアリ、死んだシカなども食べる。
  - ・体重は大人のオスで80kg程度、メスで60kg程度。

問合せ 農林振興課林務係  
☎ 6912

## 地域のできる有害鳥獣対策

一町にはイノシシやサルなどの野生鳥獣が生息しています。農作物被害を減らすため、次のことに気をつけましょう。

- ▼えさ場をなくす
    - ・生ゴミや野菜クズを人家のまわりや裏山に捨てない。
    - ・耕作地に収穫残渣等を放置しない。
    - ・収穫予定の無い果樹は放置せず、伐採するか実を除去する。(放置すると、鳥獣を呼び寄せることになり、被害の温床になります)
  - ▼有害鳥獣の潜み場をなくす
    - ・耕作放棄地や農地、人家周辺のヤブ地は、有害鳥獣の潜み場や侵入路になるため、適正に刈り払う。
- 問合せ 農林振興課林務係  
☎ 6912





## 9月10日は「下水道の日」です

下水道に接続する際は、町が指定した「排水設備指定工事店」に工事を依頼してください。

▼**早期の接続**  
下水道法により、下水道を利用できる区域にお住まいの方は、下水道にすみやかに接続することが定められています。早期の接続にご協力ください。

▼**快適な生活**  
下水道は、浄化槽やくみ取り式トイレなどの設備と比較すると、維持管理の手間が少なくすみます。

▼**融資あっせん制度のご利用**  
工事の費用負担の軽減を図るため「水洗便所改造資金融資あっせん制度」があります。これは、工事に要する資金を金融機関から融資してもらい、その利子を町が負担する制度です。

▼**下水道を正しく使いましょう**  
排水管の詰まりや、悪臭の発生、設備の故障を未然に防ぐため、台所に野菜くず、油を流さないようにし、水洗トイレにはトイレットペーパー以外の紙、異物を流さないようにしましょう。

▼**問合せ** 上下水道課下水道業務係  
☎ 72 6919

## 夏秋どりいちご「なつおとめ」の栽培説明会を開催します



「いちご王国とちぎ」が生んだ夏秋どりいちご「なつおとめ」を栽培しませんか。  
なつおとめは、夏秋期（7月～11月）に収穫でき、しつかりとした甘みと酸味が特徴のいちごです。果実の形も良く、切り口は鮮やかな赤色であることから、スイーツ等の食材として活用され、地元洋菓子店やホテルなどからも高い評価を受けています。  
なつおとめの販売を目的とし、栽培を希望する農業者を対象に、栽培説明会を開催します。

- ▼**日時** 9月29日(火)午後1時30分～4時30分
- ▼**場所** 那須農業振興事務所 (大田原市)、管内栽培ほ場
- ▼**内容**
  - ・栽培説明会 (品種特性や栽培条件など)
  - ・現地見学会(栽培管理について)
- ▼**申込方法** 電話、ファクシミリ
- ▼**締切り** 9月25日(金)
- ▼**申込み・問合せ** 那須農業振興事務所園芸課  
☎ 0287-22-2826  
Fax 0287-23-4961

## 農地パトロール(利用状況調査)を実施します

農地は限りあるかけがえのない資源であることから、有効に利用したいものです。遊休農地が発生すると、雑木・雑草の繁茂、病害虫の発生、鳥獣害の発生等、環境の悪化につながります。また、農地は一度荒れてしまうと、耕作できる元の状態に戻すのに大変な手間と労力が必要となります。

このことから、農業委員会では農地パトロール(利用状況調査)を年1回実施し、地域の農地利用の確認、遊休農地の実態把握と発生防止・解消対策、さらに農地の違反転用の発生防止に重点的に取り組んでいます。



農地パトロールの様子

本年は、9月から10月までを農地パトロール(利用状況調査)月間とし、農業委員、農地利用最適化推進委員が班を編成して地域ごとに巡回しますので、ご理解とご協力をお願いします。

農地の所有者や耕作者には、農地を農地として利用する責務があります。自ら耕作できない等農地の利用でお悩みの方は、早めに地域の農業委員、農地利用最適化推進委員、または農業委員会事務局にご相談ください。

### 農地法に関する農業委員会総会日・申請締切日の予定

農業委員会の総会で審議する申請書等には、受付けの締切日があります。申請する方は申請書とその内容を、事前に農業委員会にご相談ください。

- ▼**総会日** 10月20日(火) (締切日 9月30日(水))
- ▼**総会日** 11月19日(木) (締切日 10月30日(金))
- ※11月分まで記載
- ▼**問合せ** 農業委員会事務局  
☎ 72 6925

